

熊本県中小企業融資制度 資金一覧（令和7年度（2025年度））

【R7.9.10改正】

資金名	責任共有	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間( )	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
①金融円滑化特別資金	一般枠	対象	設備運転	1企業 5,000万円 1組合 1億円 ※融資対象者(2)については、実施要領参照	1年以上10年以内 (1年以内)	3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	年0.45~1.30% ※県補助後	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会	
	セーフティネット保証対応枠	対象／対象外		別枠 5,000万円 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分）別枠 8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内) ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 1年以上10年以内 (2年以内)	○第1、2、3、6号認定者 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.30%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第5、7、8号認定者 3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	○第1、2、3、4（令和7年8月大雨分以外） 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分） 年0.00% ○第5、7、8号認定者 年0.62%			
	令和2年7月豪雨枠	対象外		別枠 8,000万円	10年以内 (1年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	(1)年0.50% (2)年0.00% ※県補助後			
	令和7年8月大雨枠	対象		1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (2年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.00% ※県補助後			
	米国関税対策枠	対象		1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (2年以内)	3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内	年0.45~1.30% ※県補助後			
②小規模事業者おうえん資金	対象外	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業	設備	2,000万円	1年以上7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 固定 年1.50%以内	年0.50~1.35%	原則不要	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 熊本県信用組合 産業支援財団
			運転		1年以上5年以内 (6ヶ月以内)	5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内	資金使途が台湾関連ビジネスである場合 年0.30~1.15% ※県補助後			
③創業者支援資金	一般枠	対象外	創業又は事業経営に必要な資金	3,500万円	1年以上10年以内 (1年以内)	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年1.85%以内	年0.35% 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 年0.55% ※県補助後	不要	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※商工会議所法、商工会法に定める商工業者以外の場合は取扱金融機関でも申し込み可 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 取扱金融機関	
	再チャレンジ枠				事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験※があり、県内で再び事業を開始するもので、一般枠の(1)～(5)のいずれかに該当する者 ※詳細については実施要領参照	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年1.85%以内	年0.35% 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 年0.55% ※県補助後			

資金名	責任 共有	融資対象者	資金 使途	融資限度額	融資期間 ( )は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先	
④経営革新等支援資金	対象	<p>県が定める特定の事業に取り組む中小企業者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者            ア 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者            イ 中小企業庁の「事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型））」の交付決定を受けた者</p> <p>(2) 経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>(3) 経営力向上計画の承認を受けた者</p> <p>(4) 産業成長ビジョンに係る支援事業の採択を受けた者</p> <p>(5) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者</p> <p>(6) くまもと産業支援財団から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者</p> <p>(7) 先端設備等導入計画の認定を受けた者</p> <p>(8) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</p> <p>(9) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者</p> <p>(10) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者</p> <p>(11) フードホール構想に沿った事業を行う者で、要領に定める要件に該当する者</p> <p>(12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者</p> <p>(13) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者</p> <p>(14) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基く計画を実施する者</p> <p>(15) 熊本県からプラット企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者</p> <p>(16) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者</p> <p>(17) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者</p> <p>(18) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者</p> <p>※詳細については実施要領参照</p>	設備	融資対象(1) 8,000万円  融資対象(2)～(18) 1企業 5,000万円 1組合 1億円	(1) 10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	(1) 年0.25～0.80%	「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合 年0.20%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑤新事業展開支援資金	対象	<p>次の(1)～(3)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年末満の者</p> <p>(2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年末満の者</p> <p>(3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内に設立した会社で、設立後1年末満の者</p>	設備	1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.45～1.90%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会	
⑥中小企業短期資金	/	季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	運転	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額	1年以内	固定 年2.00%以内	金融機関の判断で保証付きとする場合、保証協会所定の保証料が必要	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	取扱金融機関	
⑦事業承継者おうえん資金	対象	<p>次の(1)～(3)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者</p> <p>(2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者</p> <p>① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者            ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者            ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者            ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者            ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者            ⑥ その他諸費用が生じた者            ⑦ 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者            ① 資産超過であること            ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること            ③ 法人・個人の分離がなされていること            ④ 返済緩和している借入金がないこと            ⑤ 専門家（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行なう者）の確認を受けていること</p>	設備 運転	5,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.00%以内	(1)、(2) 年0.45～0.50%  (3) 年0.20～0.25%	必要に応じて 徴求	(1)(2) 原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要  (3) 徴求しない	(3)については、与信取引のある金融機関	
⑧経営改善資金	経営改善・ 再生支援強化型	産業競争力強化法第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される計画※に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者 ※詳細は実施要領参照	設備 運転	8,000万円	15年以内 (3年以内)	3年以内 固定 年1.60%以内 5年以内 固定 年1.75%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.10%以内	年0.30%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会	
⑨台湾関連ビジネス拡大支援資金	一般枠	台湾に関連する事業に取り組む者									
	海外投資枠	台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者 ※ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く	設備 運転	8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	年0.35～1.80%	※県補助後	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	
⑩生産性向上等緊急支援資金	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 中込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること (2) 中込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.25%以内	(1) 年0.23～0.95%  (2) 年0.34～1.43%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関	